

(仮称) しが職業能力開発推進プラン(原案) に対する ご意見・情報の募集について

(仮称) しが職業能力開発推進プラン(原案) は、職業能力開発促進法第7条第1項の規定に基づき、本県が行う職業能力の開発に関する基本となるべきプランであり、経済・雇用情勢を踏まえ、本県の産業・経済を支える人材の育成と県民のキャリア形成支援を図る施策の基本的方向を示すものです。

このプラン(原案) について、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱の規定に基づいて、次のとおり公表するとともに、県民の皆さんからのご意見・情報を募集します。

なお、お寄せいただいたご意見等は、これに対する滋賀県の考え方を整理した上で公表することとしています。

また、個々のご意見等に直接回答しませんので、あらかじめご了承ください。

1 公表する資料

- ① (仮称) しが職業能力開発推進プラン(原案)(概要)
- ② (仮称) しが職業能力開発推進プラン(原案)(全文)

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載するほか、県庁労働雇用政策課および県民活動生活課県民情報室、県立高等技術専門校(テクノカレッジ米原・草津)、県各合同庁舎の行政情報コーナー、県立大学(交流センター)ならび県立図書館に資料を備え付けます

3 募集期間

令和3年12月20日(月)～令和4年1月21日(金)

4 意見等の提出方法および提出先

- (1) 郵送 〒520-8577(住所記載不要) 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課あて
- (2) ファックス 077-528-4873
- (3) 電子メール fe0003@pref.shiga.lg.jp
- (4) 「しがネット受付サービス」からの応募

5 その他

- (1) ご意見等を提出いただく様式は特に定めておりませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、公表したり、このプランの策定以外の目的で使用することはありません。
- (2) ご意見等は、日本語で提出してください。
- (3) 電話によるご意見はお受けできませんので、ご承知ください。

6 お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課能力開発・人材育成係
電話 077-528-3755